

令和 7 年

第 2 回 忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

令和 7 年 6 月 3 0 日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和7年6月30日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 河野 隆子議員	6番 高迫 照子議員
7番 森野 良一議員	8番 田辺 みき議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
事務局係長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長（前川 和也議長）

まず、本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南議会事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第2回忠岡町議会定例会議事日程（3日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 報告第3号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）

日程第2 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）

日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）)

日程第4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）)

日程第5 議案第31号 忠岡町公平委員会委員の選任について

日程第6 議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 議案第34号 物品購入契約締結について
(忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業)

日程第9 議案第35号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第36号 忠岡町職員旅費条例の一部改正について

日程第11 議案第37号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について

日程第12 議案第38号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

日程第1、報告第3号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

本件についての報告を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

報告第3号、令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和6年度一般会計補正予算において計上いたしました大阪・関西万博子ども招待事業委託、避難所環境改善整備事業、住民税非課税世帯支援給付金事業、忠岡東1丁目ほか雨水排水検討業務委託、東忠岡小学校屋内運動場防水改修事業、町立小・中学校屋内運動場空調整備工事实設計事業について、令和6年度内に事業が完了しなかったため、翌年度へ繰越いたしました。今般、繰越明許費が確定したことにより繰越明許費繰越計算書を報告する次第であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

報告は以上のおりです。

この件について質疑を受けます。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第3号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

議長（前川 和也議長）

日程第2、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第28号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正等に伴い、大規模修繕工事を行ったマンションにかかる固定資産税の減額の手続の追加、二輪車の車両区分の見直しや軽自動車税種別割の減免規定において、運転免許証の提示の定めがあるため、個人番号カードと一体化した運転免許証、いわゆるマイナ免許証に対応するなど、所要の改正を行うため、令和7年3月31日付をもって専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前川 和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（前川 和也議長）

続きまして、日程第3、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第2号））を、議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第29号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）で、4月3日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算は2,266万6,000円で、これを補正することにより予算総額は82億1,849万円となります。

歳入につきましては、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上であります。歳出につきましては、町長選挙及び町議会議員補欠選挙関連経費の計上であります。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前川 和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（なし）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

次、日程第4、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第3号））を、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第30号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）で、6月6日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算は8,865万2,000円で、これを補正することにより予算総額は83億714万2,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上であります。歳出につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業関連経費の計上であります。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これよりご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長(前川 和也議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(前川 和也議長)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(前川 和也議長)

これより、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(令和7年度忠岡町一般会計補正予算(第3号))を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

異議ないものと認め、本件は原案のとおり承認することに、決定をいたしました。

議長(前川 和也議長)

次、日程第5、議案第31号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(是枝 綾子町長)

議長。

議長(前川 和也議長)

町長。

町長(是枝 綾子町長)

議案第31号、忠岡町公平委員会委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

本町公平委員会委員、岩崎幸志氏は、令和7年7月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(前川 和也議長)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(前川 和也議長)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長(前川 和也議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(前川 和也議長)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(前川 和也議長)

これより、議案第31号 忠岡町公平委員会委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

議長(前川 和也議長)

次、日程第6、議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(是枝 綾子町長)

議長。

議長(前川 和也議長)

町長。

町長(是枝 綾子町長)

議案第32号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明申し

上げます。

本町人権擁護委員、吉田幸代氏は、令和6年6月30日をもって任期満了となっていることから、その後任として、松本恵理子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。同氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会実情に精通し、適任者と思われるので、よろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

次、日程第7、議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

を、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第33号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員、岡澤和彦氏は、令和7年12月31日をもって任期満了となることから、その後任として、森田悦子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。同氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会実情に精通し、適任者と思われまので、よろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これよりご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前川 和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（なし）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長(前川 和也議長)

次、日程第8、議案第34号 物品購入契約締結について(忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業)を、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(是枝 綾子町長)

議長。

議長(前川 和也議長)

町長。

町長(是枝 綾子町長)

議案第34号、物品購入契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業として、児童生徒用1人1台端末等を購入するに当たり、大阪府公立学校情報機器共同調達協議会において、一般競争入札を行った結果、令和7年度大阪府GIGAスクール(WINDOWS OS)共同企業体の代表構成員であります日本電通株式会社と物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(前川 和也議長)

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第34号 物品購入契約締結について(忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業)は、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長(前川 和也議長)

次、日程第9、議案第35号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第35号、忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和7年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児時間の取得パターンの多様化及び出産・育児をする申出のあった職員への制度周知、また意向確認することについて規定する改正を行うものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

議長（前川 和也議長）

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第35号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

次、日程第10、議案第36号、忠岡町職員旅費条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第36号、忠岡町職員旅費条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和7年4月1日施行の国家公務員等の旅費に関する法律の改正において、国家公務員の旅費に関して、現在の社会情勢に鑑み、移動、宿泊にかかる実勢価格との乖離

の解消や支出方法等について、現在の社会事情に合わせた措置が行われたことから、本条例について改正を行うものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第36号、忠岡町職員旅費条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

次、日程第11、議案第37号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第37号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は1,139万9,000円で、これを追加することにより、予算総額は83億1,854万1,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、住宅・建築物耐震改修等事業補助金の計上。第15款 府支出金で、大阪府震災対策推進補助金の計上。第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上。第20款 諸収入で、コミュニティ助成事業補助金の計上。第21款 町債で、防災対策設備等整備事業債の計上。

次に、歳出につきましては、第1款 議会費で、町議会議員改選に係る経費の計上。第2款 総務費で、Jアラート受信機更新業務委託料の計上、防災資機材等購入費の計上、既存民間建築物耐震改修補助金の計上、各種証明書等コンビニ発行手数料の計上。第6款 農林水産業費で、忠岡町貸菜園現状復旧工事の計上であります。

次に、地方債の補正につきましては、防災対策設備等整備事業債において限度額を300万円追加するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第37号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第12、議案第38号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第38号、令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は40万7,000円の追加で、これを補正することにより予算総額は17億7,763万9,000円となります。

歳入につきましては、第4款 府支出金で、特別調整交付金40万7,000円の計上であります。

歳出につきましては、第1款 総務費で、国民健康保険システム改修委託料40万7,000円の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第38号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）に

については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は7月15日10時から開きます。本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（「午前10時27分」散会）